

満3歳児の利用料について

【 誕生月前 】 1日4時間 年間208日未満(52週で週4日間)

- ・ 保育認定児外一般型定期預かり保育(17,600円)
- ・ 食材料費(4,500円)

【 誕生月後 】

- ・ 利用者負担額(無償)+施設維持費(2,000円)+特定保育料(4,500円)-保護者補助金(各世帯ごと)
- ・ 食材料費(4,500円)-食材料費免除(対象世帯のみ)

※施設維持費(2,000円)+特定保育料(4,500円)-保護者補助金(1,800円) + 食材料費(4,500円) = 9,200円より多いことはない。

【 誕生月 】 法定基準日数20日

- ①満3歳児利用者特定保育料 … 法定基準日数20日で除し、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を乗ずる。
- ②保育認定児外一般型定期預かり保育利用料 … 法定基準日数20日で除し、20日から、誕生日の前日から月末までの平日数(20日を超えない)を引いた数を乗ずる。

= [17,600 ÷ 20 × (20 - 満3歳児在籍日数) + 11,000 ÷ 20 × 満3歳児在籍日数 - 月額保護者補助金]

食材料費免除者は [4,500 ÷ 20 × 満3歳児在籍日数] を更に引く。

※ 保護者補助金額や食材料費免除者は、町田市役所から本園に 誕生月の翌月 通知されます。

その為、誕生月に 一度みなしで利用料を頂き、翌月に精算となる場合があります。